

一時貸し駐車場運営事業者募集要項

1. 業務内容

一時貸し駐車場の運営事業

公社所有の賃貸住宅敷地内駐車場等の一部を無人管理の方法により自動車専用として、有償で1日又は半日若しくは1時間単位で一時的に使用させる駐車場（以下「一時貸し駐車場」という。）の営業を目的とした駐車場の運営事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 事業対象駐車場

別表記載の当公社所有の駐車場

対象駐車場の位置は確定していませんが、対象団地毎の区画数（予定）は別表のとおり。

なお、対象団地以外の団地について、事業者の承諾を得たときは、対象団地に追加できるものとし、公社が対象駐車場を別途提示します。

3. 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとします。

なお、この期間が満了する1か月前までに双方から申し出がない場合、契約は同一条件で期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とします。

4. 一時貸し駐車場の使用等に関する条件

次の(1)～(6)に掲げる条件のほか、一時貸し駐車場管理仕様書（別紙）に定めるとおりとします。

(1)一時貸し駐車場の使用者については、会員制にするなど、使用者及び車両ナンバーの特定が可能な仕組みとすること。

(2)使用料金は、事業者が代行でクレジットカード等により決済し、運営に係る委託料（以下「運営委託料」という。）を差し引いた残額を公社に振込みしていただきます。

※振込みにかかる手数料は事業者負担とさせていただきます。

(3)団地居住者の駐車場使用を最優先とするため、居住者用月極駐車場の空き区画が増減した場合は、随時、一時貸し駐車場区画の増減及び廃止に対応できる仕組みとすること。

(4)次に掲げる駐車場使用管理業務を適切に行うこと。

- ・一時貸し駐車場の使用に関する問合せ全般の対応
- ・一時貸し駐車場の営業に伴う事故・団地居住者等とのトラブル、不正駐車等、緊急時の常時対応（年中無休・24時間対応）
- ・事故発生時等の損害賠償に係る対策
- ・使用者等の安全確保及び個人情報の保護に係る対策

(5)対象駐車場には、一時貸し駐車場であることを明示するとともに、ステッカーやカラーコーン等を設置するなど当公社が管理している駐車場と区別できるよう整備すること。

(6)事業者が提供するインターネット上のサービス等への一時貸し駐車場の情報提供を行い、速やかに営業を開始すること。

5. 事業者の主な資格要件

(1)計50箇所以上の所在地の異なる一時貸し駐車場サービス事業を1年以上継続して運営している実績を有するもの。

(2)前頁に記載の「一時貸し駐車場の使用等に関する条件」を遵守できること。

(3)運営上取得した個人情報の安全管理、機密保持、セキュリティ対策などの個人情報保護体制が整備されていること。

(4)自らの役員（代表者、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者という）及び従業員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(5)反社会的勢力に自己の名義を使用させ、この契約を締結するものではないこと。

6. 募集要項に対する質問

この募集要項に対して質問がある場合は、事前に公社までご連絡のうえ質問書（様式は自由）を提出してください。（ファックス及び電子メールでの提出可）

※質問書は平成30年6月27日（水）午後5時必着とします。

7. 申込方法

公社所定の「一時貸し駐車場 運営事業申込書」に必要事項を記載、会社概要等必要書類を添付のうえ、あらかじめご連絡のうえ、受付場所までご持参ください。

※申込書等の提出書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

(1)受付期間 平成30年7月2日（月）～7月6日（金）までの午前9時から午後5時までの間（ただし正午から午後1時の間は除きます）。

(2)受付場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部 営業企画課

8. 事業者の選定方法

(1)有効な申込みを行った者の中で、公社があらかじめ定めた予定運営委託料率以下で最も低い率で申込みのあった者を事業予定者として選定します。

(2)運営委託料率が同率の場合は、再度ご提案いただき、最も低い率であった者を予定事業者として選定します。（最も低い率での申し込みがあるまで、同様の選定方法とします。）

(3)申込者が1社しかない場合は、公社があらかじめ定めた予定運営委託料率以下であれば、その者を事業予定者とします。

9. スケジュール

(1)公募及び質疑受付 平成30年6月25日（月）～6月27日（水）

(2)質疑回答 平成30年7月 2日（月）

(3)申込受付 平成30年7月 2日（月）～7月 6日（金）

(4)事業者の選定 平成30年7月中旬

(5)事業者の決定 平成30年7月中旬

(6)運営開始 平成30年8月～

10. 契約方法

(1)事業者に決定された方には、8月までに駐車場使用契約を締結していただきます。

(2)契約締結後、駐車場の引渡しを行います。

(3)駐車場引渡し後、一時貸し駐車場サービスの運営事業開始に伴う整備等を行っていただき、運営開始日を確定します。

【お問い合わせ先】

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部 営業企画課 高山

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 公社館4階

[TEL]078-232-9583 [FAX]078-232-9581

[E-mail]eigyokikakuka@hyogo-jk.or.jp

【別表】

一時貸し駐車場公募対象団地一覧

団地名	所在地	総区画数	公募予定 区画数	形 式	最低利用料金 (税込：1日当り)
アメニティコート武庫之荘	尼崎市武庫之荘東1丁目8-6	44	3	平面式	399円
アメニティコート宝塚湯本	宝塚市湯本町9-18	64	10	平面式	664円
宝梅園	宝塚市青葉台1丁目1	133	3	平面式	323円
アメニティコート住吉本町	神戸市東灘区住吉本町1丁目10-4	44	3	平面式	598円
白川台	神戸市須磨区白川台2丁目45-3	24	3	平面式	178円
伊川谷	神戸市西区伊川谷町別府766	104	3	平面式	259円
神陵台特別	神戸市垂水区神陵台2丁目3-10	19	2	平面式	307円
明舞北	神戸市垂水区神陵台2丁目1	22	3	平面式	275円
加古川城の宮	加古川市平岡町山之上684-12	110	3	平面式	162円
計	9団地	564	33	—	—

※一時貸し駐車場の設置にあたって、団地自治会及び近隣の同意が得られなかった場合は、対象団地から除外する場合があります。

一時貸し駐車場管理仕様書

公社所有の賃貸住宅敷地内駐車場の一部を一時貸し駐車場として管理運営するにあたり、運営事業者（以下「事業者」という。）は以下のとおり対応する。

1. 一時貸し駐車場の計画

- (1) 近隣住民への安全対策及び騒音、照明、排気ガス等に留意し、対象駐車場以外の近接する駐車場の使用を妨げないものとする。
- (2) トラブル発生時の対応を年中無休、24時間体制で行うこと。
- (3) 対象駐車場は現状有姿とし、一時貸し駐車場として営業するためのツール（以下「ステッカー等」という。）を設置すること。
- (4) ステッカー等の整備及び撤去については、全て事業者の負担で行うこと。
- (5) ステッカー等の設置にあたっては、実施前に公社と協議すること。
- (6) 一時貸し駐車場があることを案内する掲示看板等を設置する場合は、設置前に公社と協議（設置箇所、サイズ及びデザイン等）すること。
なお、公社が承諾した掲示看板等の設置にかかる土地使用料は無償とする。（看板等の作成費用等は事業者の負担とする。）
- (7) 利用者を一時貸し駐車場に誘導する案内方法については、月極契約者である団地居住者等の区画に誤って利用者が駐車しないよう細心の注意を払うものとし、誤って利用者が駐車したこと等が原因で生じたトラブルについては、事業者が対応のうえ解決を図ること。

2. 一時貸し駐車場料金の設定

- (1) 利用料金（時間帯別や1日最大料金等を含む）については、周辺駐車場料金等を勘案して設定し、運営開始前までに公社へ通知する。
ただし、公社が指定する1日当りの最低料金（団地居住者向け月極駐車場料金の日割り額）を下回らないこと。
- (2) 周辺駐車料金の変動等により料金を変更する場合は、事前に公社に通知すること。

3. 駐車場の運営管理

- (1) 一時貸し駐車場の運営及び維持管理に必要な業務経費は、事業者の負担とする。
- (2) 一時貸し駐車場の運営に伴い発生する利用者や近隣住民からの苦情、事故及びシステムの故障等のトラブル対応は、事業者の責任で速やかに行うこと。
また、トラブル等が発生した場合、事業者は公社に対処状況を報告すること。
- (3) 一時貸し駐車場の各月の実施状況（利用件数、利用時間又は日数、売上金額等）について、その翌月の25日までに公社に報告すること。

4. その他

- (1) 団地居住者の駐車場利用を最優先とするため、居住者用月極駐車場の空き区画が増減した場合は、随時、一時貸し駐車場区画の増減及び廃止に対応できるものとする。
- (2) 公社又は事業者は、対象団地以外の団地について、相手方の承諾を得たときは、対象団地に追加できるものとする。

一時貸し駐車場 運営事業申込書

兵庫県住宅供給公社
理事長 小南 正雄 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

実印

(担当者)

住 所

所属・氏名

連 絡 先

一時貸し駐車場運営事業者募集要項に記載されている内容を承知し、同募集要項「5. 事業者の主な資格要件」に記載の申込資格を有することを誓約のうえ、下記のとおり申し込みます。

1. 事業概要

サービス名称	
事業開始時期	平成 年 月 日
登録拠点数	箇所 (平成30年5月末現在)
会 員 数	人 (平成30年5月末現在)

※添付資料 ・会社概要 (パンフレット等)、
・一時貸し駐車場のサービス内容説明資料

2. 一時貸し駐車場に係る運営委託料率

		.			%
--	--	---	--	--	---

※ 駐車場使用料金収入は、事業者が代行でクレジットカード等により決済し、各月の売上金額 (消費税等を含む) から上記運営委託料率相当額を差し引いた残額を公社に振込みしていただきます。(振込手数料は事業者負担とします。)

(注)

- ・運営委託料率は算用数字ではっきりと記載してください。
- ・運営委託料率を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直して下さい。
- ・申込期限以降は、原則として申込書の差換え及び再提出は認められない。